

令和7年9月8日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

一般社団法人
日本塗装工業会岩手県支部
支部長 松 田 隆 二
岩手県塗装工業組合
理事長 近 江 樹一郎

要 望 書

陳情の趣旨

岩手県におかれましては、平素より塗装業界、中でも一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部並びに岩手県塗装工業組合の活動に対しまして、格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

本年は、東日本大震災から14年目となりいわて建設業振興中期プラン2023の3年目となり、主に担い手の確保・育成、働き方改革の推進、生産性の向上等人材育成が中心となっておりますが復興整備の完遂と共に建設投資額の大幅減少、受注量減少に加え、塗料を始めとした建設資材の高騰・品不足が顕著となるとともに、コロナウイルスの感染拡大、インフルエンザ、百日咳、トランプ関税等々ますます厳しい状況下になってきております。

こうした中、私ども地域の塗装業者は、長年、社会インフラの整備と維持管理を通じて地域社会とともに歩み、雇用の維持並びに地域経済の発展に貢献してまいりました。しかしながら建設業を取り巻く環境は、労働基準法改正による建設業の時間外労働の規制の適用、技術者の高齢化や人口減少による人材不足、人件費・資材価格の値上がり、そして値上がりを反映した積算が行われていない現状等と、はなはだ厳しい状況にあります。

私共日本塗装工業会岩手県支部と県塗装工業組合は、従来から街づくり、地域づくりを目指し、地域に密着した専門工事業として社会的使命を認識し、岩手県との緊密な連携を通して県民が安心して生活できる社会作りと地域経済の発展に鋭意取り組んで参ります。

県ご当局におかれましては、是非その意をお汲み取り頂き、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度 要望事項

1. 塗装業者への分離発注について

塗装業者への分離発注は少しずつ行われている状況ではありますが、まだ多くは土木・建設会社への一括発注がなされているのが現状であります。

専門工事業者へ直接発注の方が適切な品質確保や大幅なコスト削減へと繋がります。また、「第3次担い手3法」の働き方改革にて時間外労働の上限規制が適用され、規制されることによる工期の適正な設定が必要となりますので、分離発注となれば円滑かつ効率的な対応が可能です。

何卒公共施設や学校改修、橋梁補修の発注については分離して発注していただき、また直接工事における塗装工事の比率割合が多い場合は、発注金額の大小に拘わらず優先的に「塗装工事」として発注していただけるようお願いしたい。

特に、低濃度PCB廃棄物の処理期限が、PCB特措法において2027年3月31日までとされており、期限を過ぎると所有者に対し罰則もあることから、対象となる橋梁等の塗り替え工事を早期に行う必要があります。塗装業者は橋梁の低濃度PCB廃棄物を適切に処理することが可能ですので、是非とも優先的に発注を頂きたい。

県の発注工事等公共工事での現場管理、現場施工が塗装業界全体の技能・技術の継承となり、「担い手」の育成機会にも繋がっております。また、塗装工事は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）や2級建築施工管理技士（仕上げ）の資格が設けられているように、専門性の高い技術が必要であり、インフラの長寿命化・美観・安全性の確保に直結する重要な工種です。

どうか上記における当塗装業界の現状をご勘案して頂きたい。

2. 塗装業者への発注件数並びに発注額増額について

日本塗装工業会岩手県支部並びに岩手県塗装工業組合は技術に優れた専門工事業として、研鑽に努めてきたところであります。幅広い受注機会の拡大並びに各事業者の技術革新を後押ししていくためにも、指定地域の拡大または全県内への発注をご検討いただき、発注件数増加30件超、及び発注金額20億円以上をご考慮頂きたい。

3. 入札制度について

①評価項目・評価点について

技術の向上、技術の継承、品質確保に繋げていくためにも、「資格取得の取組」の中に建築・鋼橋塗装技能士も評価項目として認めて頂く事と、登録基幹技能者の認定についても工事成績評価点と同様にその発注工種での認定にして頂きたい。

② 配置予定技術者の要件について

総合評価の公平性に期するためにも、塗装工事としての発注時は、発注工種類以外での「配置予定技術者の表彰実績」は技術評価点に考慮しない様をお願いしたい。

③ 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について

塗装技能者を自社雇用している塗装専門工事業者のさらなる受注機会の拡大になるよう、塗装工事における自社施工の条件にも、既に条件とされている「主要工種に係る職長には必要となる技能士等を自社雇用の者を配置できること」の他に「全体施工面積の1/4以上もしくは500㎡以上を自社施工とし、自社施工には下請けを行っている協力会社は含まない」を追記頂きたい。

4. 予定価格事前公表の見直しについて

予定価格の事前公表を導入する理由として、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正の排除があると思われます。

しかしながら予定価格の事前公表は、予定価格が入札金額の目安となり、技術的・管理的に問題がある他業種事業者の参入、入札に係る工事内訳書の根拠となる積算の放棄、契約前の辞退、低入札の原因となるとともに、施工品質の低下、丸投げのケースが発生する恐れがございます。

関係省庁連絡会議による「発注関係事務の運用に関する指針」の中にもあるように、「予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことなどから、原則として事後公表とする」との記載があります。事前公表を廃止し、入札参加者の技術力や経営力による適正な競争・工事品質の確保をお願いしたい。

5. 地域塗装業者の育成・技能継承に向けた支援強化について

若年層の入職促進や技能者育成の観点から、地元業者への安定的な発注環境整備や公共工事での地域優先活用の明示などをご検討いただきたい。

近年、建設会社からの塗装工事の受注は、本県の塗装業者ではなく他県の塗装業者に下請けするケースが多々見受けられております。

地域塗装業者の育成・技能継承並びに県内塗装業者の雇用確保が著しく損なわれているのが現状です。「岩手県営建設工事請負契約書付記」においても、1次下請けの業者について県内業者を優先的に選定するよう努めることになっています。しかしながら、現在の運用実態はこの趣旨に反しているところがございます。つきましては、今後の契約・発注にあたり、県内塗装業者の積極的な活用になるような制度設計を強く要望いたします。

塗装業界の持続的発展のためにも地域塗装業者の担い手確保・育成・技能継承に向けた方策をご検討頂きたい。